○内閣府令第八十三号

アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（平成三十一年法律第十六号）第十条第一項及び第十一条第一項の規定に基づき、アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和二年十二月二十八日

内閣総理大臣　菅　　義偉

アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令

アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律施行規則（令和元年内閣府令第四号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一及び別記様式第二中「印」及び「注　氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。」を削る。

附　則

この府令は、公布の日から施行する。

○内閣府令第八十四号

人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律（平成二十八年法律第七十六号）並びに衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律（平成二十八年法律第七十七号）の規定に基づき、人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律施行規則並びに衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和二年十二月二十八日

内閣総理大臣　菅　　義偉

人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律施行規則並びに衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令

（衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律施行規則の一部改正）

第一条　衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律施行規則（平成二十九年内閣府令第四十一号）の一部を次のように改正する。

様式第一中「㊞」を削り、同様式備考中２を削り、３を２とする。

様式第二中「㊞」を削る。

様式第三中「㊞」を削り、同様式備考中３を削り、４を３とする。

様式第四中「㊞」を削り、同様式備考中２を削り、３を２とする。

様式第五中「㊞」を削り、同様式備考中２を削る。

様式第六から様式第九までの様式中「㊞」を削り、これらの様式備考中２を削り、３を２とする。

様式第十から様式第十二までの様式中「㊞」を削り、これらの様式備考中２を削る。

様式第十三中「㊞」を削り、同様式備考中２を削り、３を２とする。

様式第十四中「㊞」を削る。

様式第十五中「㊞」を削り、同様式備考中２を削り、３を２とする。

様式第十六中「㊞」を削り、同様式備考中２を削る。

様式第十七中「㊞」を削り、同様式備考中３を削り、４を３とする。

様式第十八中「㊞」を削り、同様式備考中２を削り、３を２とする。

様式第十九中「㊞」を削る。